

所管部課	教育部教育総務課	部長	田口 茂夫		
件名	東大和市教育委員会公印規程の一部を改正する規程について				
	区分		1 審議事項	○	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要旨</p> <p>電子計算組織により公印の押印を必要とする証明書等は、現在課長の専決事案に限定しているが、実態に合わせて柔軟に対応できるよう、本規程の一部を改正する。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <p>第10条第3項中「。以下「処務規則」という。」を削る。</p> <p>第12条第1項中「処務規則に規定する課長の専決に属する文書に限る。」を削る。</p> <p>(2) 施行期日</p> <p>公布の日から施行する。</p>					
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>(1) 総務課において審査済み</p> <p>(2) 令和6年10月25日 令和6年第10回東大和市教育委員会定例会で承認済み。</p>					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議終了後、速やかに改正に伴う事務を進める。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。